

2 コマ 河川改修事業（補助・床上浸水対策特別緊急事業）

【石田会計課長】 では、すみません、先ほど11時5分からと申し上げましたが、皆様おそろいになりましたので、少し早いですが、よろしければ始めさせていただきたいと存じます。

なお、先ほど当方の事務的になかなかスムーズにいかなくて申し訳ございませんでした。当方でもまた頑張りますので、コメントシート、ご議論中なかなか大変だと思いますが、早期提出にご協力賜れば非常に幸いに存じます。よろしく願い申し上げます。

それでは、2コマ目でございますが、河川改修事業、補助の関係でございます。床上浸水対策特別緊急事業に関しまして、担当局のほうからご説明をさせていただきます。

【説明者】 それでは、説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、横のパワーポイントのほうからご覧いただきたいと思います。

1ページ、前置きになりますけれども、これは昨年、平成26年の主な災害を示させていただきます。

ちょっとページを飛ばしていただきまして、3ページをお願いいたします。もう少し近視眼的に水害の実態を見た写真でございます。ここは前置きといたしまして、床上浸水というものが、床下浸水に比較して急にダメージが大きくなるということを申し上げたかったものでございます。まずは、畳が浸かる・浸からないで大きく変わってくる。後のいろんな復旧作業に大きな負担になってくるということでございます。

それから、4ページも飛ばしていただきまして、5ページをご覧いただきたいと思えます。ここで今回の事業、特別緊急事業ということでございますけれども、治水事業全体といたしましては、施設の整備状況、あるいは、人口・資産の集まり具合、過去の被災履歴などを考慮しながら、優先順位をつけて進めているところでございます。こういった事業を進めている箇所の中で、ここに書いてあるような採択基準を満たすというような被害があった場合に、特定の一部の区間をスピードアップをして整備を進めようという事業でございます。いわば、もともと乗車券を持っていましたけれども、水害を頻繁に受ける実情を考慮して、一部区間の特急券を追加すると、こういうふうにご理解いただければと思います。それから、目標の整備水準は、実際に被災をした雨と同じ雨が降っても床上浸水を出さない、こういうことが目標の整備水準でございます。

次に、6ページは、今回対象としております事業の一覧表でございます。

それから、7ページをご覧いただきたいと思いますが、これはこれまでに完成しているものでございまして、例えば、馬淵川水系土橋川でございまして。右下のところをご覧いただきたいと思うのですが、写真にあるような事業をやった上で、11年と25年、ほぼ同じ雨が降りましたが、11年のときの浸水戸数がこれだけ出ている、25年では浸水被害が解消されたということの効果が確認できているという、こういう資料でございませぬ。

次に、レビューシートのほうをご説明したいと思います。

まず当初予算でいきますと、50億円台から70億円台といったところでございませぬ。

それから、成果目標（アウトカム）でございませぬけれども、当初計画の完成年度、これを同じくする事業をグループでまとめまして、それらの事業で回避をすると目標にしている床上浸水戸数、これの合計を記載させていただいております。

それから、めくっていただきまして、資金の流れのところがございます。これにつきましては、全て河川管理者としての地方公共団体に行くということでございませぬ。

以上、駆け足でございませぬが、簡単に説明をさせていただきました。

【石田会計課長】 続きまして、当方で想定しております論点についてご紹介させていただきます。2つ想定してございませぬ。

1点目は、本事業の事業期間の関係でございませぬ。現行では、先ほどご説明ありましたとおり、おおむね5年という事業規模を想定しておりまして、少し幅を持たせつつも、短期間で完了可能な事業を採択するというところでございませぬ。ただ、一部の事業については、5年で完成せず繰り越している現状もあるということもございませぬ。この事業期間が事業目的を達成するために適切かどうかというのは、1つの論点になるかと思っております。

2点目は、事業効果の実証的な確認の関係でございませぬ。本事業による整備が行われました箇所について、大雨がまた改めて降った場合、整備効果の報告などを義務づけていなかったということがございませぬ。整備効果に係る情報が必ずしも集められていないという状況があるということでございませぬ。このような実際の事業の効果の確認のあり方、手法につきまして、この点についてもご議論をいただければ幸いですと思っております。

この点を含めまして、ご議論のほうよろしくお願ひ申し上げます。

【杉本委員】 ありがとうございます。

それでは、有識者の皆様からご質問等承りたいと思ふんですけれども、よろしくお願ひ

します。

【樋野委員】 最初にお伺いします。

日本全体として人口が減っている中で、国としても、各自治体においても、立地適正化であるとか、コンパクトシティ化というのを進めているところです。今回の事業が非常に重要な事業であることは認識をしておりますが、生命にかかわるような場合であれば、例えば、災害危険区域に設定して、別のところに住んでいただくとか、あるいは、生命にまではかかわらないところであれば、別途、例えば助成金を出すといった方法で居住地を誘導していくような方法もあり得ると思います。そうした方法は考えられないかということをご質問したいと思います。

先日、現地視察のときにも現場を見せていただいて認識したところでございますが、非常に重要な事業でございますので、居住誘導すべきところはより手厚くやっていって、そうでないところは別の方法を考えるべきではないかというのが私の提案でございます。資料の中では、さっきのパワーポイントだと5ページに幾つか基準があります。例えば、床上浸水家屋数が延べ50戸以上であるというような基準がありますが、これらが国土計画なり都市計画の中で、どう位置づけられるかということも基準に含まれるべきではないかというのが私の意見です。

【説明者】 今のご質問でございますが、これ、多分、この事業、床上浸水特別対策事業のみならず、治水事業全体に関する問題という認識を私は持っております。

まず河川管理者が実際に具体の施設計画をつくったり、あるいは、事業を実施する際、河川管理者の独断でこれを進めるのではなく、地域の土地利用をどういうふうにするかということを考えています地元の市町村とも相談をしながら、まずは進めております。

あとは、河川管理者からも、浸水想定区域、こういったものを示すことによって、土地のリスク情報はきちんと提供した上で、住まい方、あるいは土地利用を考えていただいているものと考えております。

その上で、現状では、浸水常襲地帯において、例えば、土地利用の転換を促すためにちょっと放置するというのも、これも我々としては難しいですし、具体的な集団移転計画がないというような場合に、河川管理者として、そんなところに家を建てたほうが悪いということで放置するのは少し難しいと考えております。

また、現状の土地利用だけを考えるのではなくて、整備が完了したことが1つの呼び水になって、工場、あるいは大型商業施設、こういったものが進出してきているという例も

たくさん見られます。逆に、事業が土地利用計画を変えていくというようなこともございます。

もちろん、大きな流れとして、例えば、やはり危ない土地には住まないというような政策誘導ができてきて、そういった国土利用が実際に動き出すということであれば、もうその流れに沿って治水事業のあり方というのもシフトしていくことはあり得ると考えていますし、むしろそういう形でしていかなければならないとは考えております。

【杉本委員】 今の樋野先生の質問、よろしいでしょうか。

【樋野委員】 ほかの先生の意見を伺ってから。

【杉本委員】 そうですか。じゃ、石田先生、お願いします。

【石田委員】 ポンチ図の5ページ、この事業、平成7年度創設ですよ。今27年ですから、この20年の間に制度自体の改正とか、何か手を加えたところ、あるいは、PDCAですから、何か今までのおやりになっていたものをフィードバックして変えられたところというところはおありでしょうか。

【説明者】 この採択基準、浸水家屋数ということで、ここでもくっと書かせていただいています、平成10年度に一度基準の変更といいますが、解釈の変更と言ったほうがいかもしれませんけれども、高齢世帯、高齢者のいらっしゃる世帯については、1戸を4戸に換算するとか、そういった基準の変更は行っております。

これは、やっぱり高齢世帯への水害というのが人的被害、そして死亡ということに直結するという考え方で、基準を変えたところでございます。

【石田委員】 ありがとうございます。

今、この基準ですけど、過去おおむね10年間で延べの床上浸水家屋数が50戸以上あると。よく氾濫する川のそばであれば、しょっちゅう氾濫するとすれば、毎年1年に1回だとすれば、5戸あるだけで、そこを治水しなければいけないという話で、なおかつ、高齢世帯の場合は4倍換算ですから、もっと戸数が少なくてもいけるということですよ。

そのときに、レビューシートのほうの単位当たりのコストのところ、27年度の数字だと、1戸当たり2,300万円おかけになるということですので、それは妥当なんだろうかと。先ほどの先生の質問もありましたけれども、1戸当たりのコストが非常に高いのであれば、逆に、川ではなくて、その方々を別の安全なところに移っていただく。特に高齢者の場合は、川のそばにいろんな医療施設があるようには思えませんので、もっと便利なところに移っていただくというほうがコスト効果的なのではないかなと思うんですが、そ

の辺はいかがでしょうか。

それと、今、これは延べなので、実数はおありですか。数字はお持ちですか。

【説明者】 最初の延べ浸水戸数、例えば、5戸で10年重なればあれじゃないかというところでございますけれども、実際にそういう例が少ないということも加えまして、これ、例えば、5戸だけ守るのにも当然お金はかかるわけでございます。5戸というのはないですけれどもね。これはやっぱり事業採択に当たっては、そういう戸数の採択基準に合っているかどうか。それに加えて、公共事業としての基本的なB/C、ここはきちんとチェックをした上でやっておりますので、たった5戸を守るためにたくさんのお金をかけているということではないと思っております。

それと、単位当たりのコストでございますけれども、これもやっぱりいろいろと川の状況によって、あるいは地域の状況によって多少幅が出てまいるものではございますけれども、これもやはりB/Cということで、事業の妥当性をチェックした上でやっているということで、答えにかえさせていただきたいと思います。

【石田委員】 ちょっと続けていいですか。

今のお話だと、こちらにある制度の概要には、基準が3つあって、延べの床上浸水家屋数が過去10年間で50戸以上、延べの浸水家屋数が200戸以上、床上浸水回数が2回以上であるものという基準があるけど、でも、今のお話だとB/Cだとおっしゃるということは、ほかに基準があるということですか。

【説明者】 もうこの基準は、B/Cがちゃんと確認をできているということを前提にした基準というふうにご理解をいただければいいと思います。公共事業としてのB/C。

【石田委員】 それは、どこが、どなたがおやりなんですか。ここに手を挙げるときに、県とか市町村が、これはこの基準はクリアしているけど、その前の前提条件のB/Cはクリアしているんだよというのを、証明というか、何か出されるんですかね。

【説明者】 今、各県のほうでも、そもそも事業評価制度というものをやっております、そういう中で事業の妥当性をチェックしてきているということでございます。

【杉本委員】 自治体サイドに任せているということですよ。

【説明者】 ええ。自治体サイドが、もうこれは責任を持って、やっぱり河川管理者として責任を持ってやっていただいているということでございます。

【杉本委員】 じゃ、永久さん、お願いします。

【永久委員】 B/Cも、これは地方がやっているということですか。ですよ。

【説明者】 B/Cを算出する方法、これはもう全国で統一されたものがございます。

【永久委員】 その算出の方法を教えてくださいんですが、何がBで何をCとしているのか。その場合、例えば、違うところに住んでいただくとか、違うものを用意するとかということの選択肢も含めたB/Cでしょうか。

【説明者】 まずB、便益のほうでございませうけれども、これは氾濫を想定いたしまして、実際に氾濫区域がどのぐらいかとか、水深はどのぐらいになるかといったことを想定いたしまして、それに対しまして、手引きがつくってございまして、それを全国統一でやっておりますけれども。例えば、氾濫の状況、水深の状況に応じて、家屋の被害であったり、あるいは、産業に与える営業損失の被害であったりといったものを、項目別にそういった浸水の状況に応じて原単位を設けておりまして、その中で算出をさせていただくという形にしております。

それと、Cのほうにつきましては、いわゆる事業工事で想定する、河川改修であれば河川改修の工事の事業費を想定しております。

【永久委員】 Bのほうは、回数が1回とか2回とか、そういう計算もされているわけですか。積算されるわけですか。

ここだと、浸水回数が2回以上でしょう。

【説明者】 便益の場合は、シミュレーションを行いまして、この確率の雨が来たときには幾らの被害が出るだろう、あるいは、次のもっとすごい確率の雨が来たときには幾ら被害が出るだろうということを、いわば積分をしまして、期待値——決して期待しているわけではないんですけども、期待値を出して、それで算出をしているという。

【永久委員】 期待値は、ワンショットの期待値ですか。

じゃ、10年に何%の確率とかという、そういう期待値を求めるときのパーセンテージ、確率というのは、どういう確率ですか。

【説明者】 基本的には、雨が降る確率。何ミリ以上の雨なら何年に一回降るだろうということを積み重ねて期待値を出すという方法をとっております。

【杉本委員】 今のお話ですと、先ほどご質問にあった他の代替的な手段、建築物の移動ですとか、建築規制ですとか、そういうことは、このB/Cの計算の中には入っていないということよろしいんですね。今のB/Cの計算方法の中には。ということかなと思います。

【永久委員】 コストのほう……。

【杉本委員】 まだご質問ありますか。

【永久委員】 ごめんなさい。

コストのほうの比較、だから、代替案との比較というのはなされていないということですよ。単純に、それを復旧させるためのコストをはかっている。違うわ。災害をなくすためのコストが、単純にそのコストになっているということですよ。

【説明者】 代替案の比較も、治水のやり方として、例えば、ダムをつくったほうがよいかとか、掘削をしたほうがよいか、というような比較は、私、全てをチェックしているわけではありませんけれども、基本的にはやることになっております。

あと、家屋を全部移転させたときの費用との比較というのは、私もチェックしているわけではないですが、そうやられている例はあまり見たことはございません。

【杉本委員】 それでは、石堂先生、お願いします。

【石堂委員】 代替案でいったほうが良いというケースが含まれているかもしれないというのはあるかもしれませんが、全体的にこの施策が必要なものが大半であろうと感じを受けます。それで、絶対必要だとなればなるほど、実際の支出面で、それが適切に、効率的になされているかというほうに私は目が行くんですけども。

そのときに、今回のこのレビューシートでの情報開示というのはちょっと不満がございます。それは、レビューシートの3枚目ですか、事業の効率性という欄がございますね。そのところに、「競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。」という項目があります。一番上ですね。そこに「一定以上の床上浸水被害の発生を確認し、支出している。」とだけ書かれているんですけども、これは、そのさらに後ろのほうにある各自治体への支出を言っていると思うんですね。だけど、そのときに、一定以上の浸水被害が想定される場所に支出しているから効率的なんだというふうに書かれているんですけども、実際は、その先、その自治体から実際の工事発注がなされる段階での効率性が示されないと、ほとんど意味ないだろうという感じがするんです。

それで、次の次のページですが、最後の支出先10者リストも、これも自治体にこういふふうにお金を配りましたで終わっているんですよ。それで、これは国の補助率2分の1と最初のところに書いてありますから、自治体なりのお金も加わって実際の工事が行われるということなんでしょうけれども、その先で競争入札が行われたのか、随契だったのかという情報がなければ、なかなかこの支出が効率的になされたということをこの資料で示したことはないだろうという感じがします。そのことについてはいかがかなとい

うので、ちょっとお聞きしたい。

それから、ついでに、福岡県の例というのが資金の流れのところに出ているんですけども、これは福岡県に支出した内訳が書かれているということなんですけど。ちょっと奇異に思うのは、本工事費が4億9,200万なのに対して、附帯工事費が6億7,800万と、すごく大きいんですね。これがちょっと気になりまして、附帯工事費というのは一体どんな中身なのかもついでに教えていただければと思います。

【石田会計課長】 先ほどのご質問の中の前半のほうでございます。担当局はちょっと外れますので、会計課のほうから。

一般的に地方公共団体の発注そのものは、地方自治法の定めに従いまして、地方の自治事務という整理で動いております。したがって、国として、自治法に基づいてやっている、それ以上、ある意味では規制というのはない世界ではございますが。

ただ、一方で、透明性とか競争性確保は重要ということでありましたので、いわゆる要請的な形で、総務省等をはじめとして、我々も協力してお願いをしているというところがございます。

当然ながら、一般競争入札なり、その変形ではありますが、総合評価なりというのが、一番競争性、透明性の高い手続でございますが、そういった要請を受けて、この事業は大体基本都道府県が相手でございますが、都道府県については、全てのところに一定の内規に基づいて一般競争をやるというようなことをそれぞれ定めていただいて、今動いているというふうに、そちらのほうのご担当から聞いているというところであります。

我々の補助金は、一応そういった全般的な競争を高める取り組みの上に、それぞれの信頼のもとに支出をさせていただいている、そんな形でございます。

【石堂委員】 先ほどの空港の件名では、各整備局にお金が配られた先の契約状況が、若干ですけども示されておりました。これは国の地方機関だから、それができると。それで、今のお話だと、県に支出したやつは、守られていると言ったらおかしいけど、地方自治体の管理になるんで、それはちょっと手を入れられないということのように聞こえますけれども。

そのときに、地方自治体が、国から来た補助金も含めて、制度として一般競争入札にかけられる仕組みになっていますということはわかりますけれども、それが、ちょうどこの公開プロセスのように、それが適切に行われる——例えば、全部競争入札だと言いながら、一者応札ばかりだったらおかしいじゃないかとか、そういうことを見る場面というのは

どこかにあるんですか。

【石田会計課長】 国の場合ですと、国の発注について公開するというものもございません。そういった定めを持って、我々の内規的に動いているということはございまして、当然ながら、我々の発注としての実績をこのレビューの中に書かせていただいているところでございます。

公共団体のほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ自治事務ということで、それぞれ法律なりルールを守ってやる限りは、基本的には各公共団体の自治の世界でございますので、そのところについて、このレビューなり、我々の補助金という立場から口出しをするということは困難な状況でございます。

【石堂委員】 口出しをするというか、制度的に、そちらについても適切な支出があるかどうかを審査する仕組みそのものはあると。

【石田会計課長】 自治事務ですので、基本は各公共団体の中のまさしく自治の世界ですから、議会との関係、住民の関係で、そこはまずチェックが入るとというのが第一義でございます。

当然ながら、ルール違反かどうかというところについては、補助金が入れば、会計検査なりのチェックが入ります。そういったところにおいて、ルールに関しては担保されていると。

【説明者】 2つ目のご質問にございました、附帯工事費が多いのではないかとご指摘ございました。

この福岡県の場合、2つの事業、那珂川の床上浸水対策事業と、樋井川の同じく事業が入っております。これ、どちらも川の断面積といいますか、流れるところを広げるために、川の中を掘ったり、あるいは堤防をつくったりというのをいたします。そのときに、現在かかっております道路等の橋りょうのかけかえが必要になったり、川幅を広げたりするときに必要になったり、あるいは、堰がございますので、その堰の改築というのがございます。川そのものの幅を広げるだけではなくて、そういったものの費用が入ってきているということでございます。

それから、もう1点、先ほど石田先生からのご指摘で答弁漏れがあったのではないかと思いまして、念のため申し上げますと、床上浸水の戸数、延べで実数はカウントしているのかというお尋ねがございましたが、カウントしてございます。

例えば、ご説明いたしました資料の6ページ、一覧表があったかと思いますが、例えば、

一番上の淀川水系、寝屋川、大阪府というところで参りますと、出水が平成9年、平成11年等々ございます。床上浸水戸数13戸、それから、次のときは49戸、床下浸水も何戸というのが、実数はそれぞれカウントしてございます。

【杉本委員】 どうぞ。

【石田委員】 ありがとうございます。

先ほどの単位当たりのコストのところなんです、27年度見込みで1戸当たり2,300万ですね。この1戸当たり2,300万円というのは、県の場合、国が2分の1ですね。なので、これは国だけのときに2,300万なのか、それとも、県も入れても2,300万なのか、そこをちょっと教えてください。

【説明者】 これは国費の分をカウントしてあります。

【石田委員】 ということは、27年度の見込みでは、もし県の場合だと、1戸当たり4,600万円かけて川を直しているという理解でよろしいですか。単純な理解で。

【説明者】 ちょっとご説明させていただきますと、やっぱり治水事業というのは、国土全体を安全にしていくという事業でございます。公共事業でございます。戸別の河川改修においても、特定の受益者をターゲットにしてやっているのではなくて、地域全体を安全なものにしていこうと。例えば、ここでは床上浸水戸数というものを目標値として扱っておりますけれども、土地全体の安全度を向上させること。それで、受益はその住家だけではなくて、公園であるとか、道路であるとか、あるいは役所、そういった公共施設も含まれますし、これは一般論ですが、鉄道、病院、あるいは介護施設といった公的な施設も全て含まれてまいります。あるいは、形のないもので考えますと、将来の地域発展のポテンシャルなんかも含まれてまいります。したがって、ここでは目標値に対して単純にお金を割っておりますけれども、必ずしもこの1戸のためにこれだけの投資をするということではないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

【石田委員】 そのお話はよくわかるんですが、そうであれば、違うものも一緒に見せていただかないと、国民の理解が得られないと思うんですね。「え、1戸に4,600万円も払うんだったら、家建てられちゃうよね」という話になるので、「いえいえ、そうではありません。税金を使うんですから、1戸当たり割るところですけども、そうではなくて、それに対する波及効果、直さなければいけなかったらこうだし、あるいは、もう直さなかったら、もっと違ういろんな商業施設だったり、安全のための施設とか、そういうのは来ないので、ここをつくとこれだけのことがあるんですよ」というのをお示しいた

だかないと、本当にこれで効果的なのか、効率的なのかがわからないかなと思いました。

あと、ポンチ図の2ページのところは、時間雨量が50ミリの大雨の発生件数の増加が約1.4倍という形で出ているんですが、床上浸水の数自体の推移というのは増えているんですか。

【説明者】 床上浸水は、年によってばらつきがあります。もちろん、雨の降り方にもよりますし、例えば、近年でいきますと、平成16年、10個の台風が上陸したという年がございました。そういうときですと、床上浸水全体で4万戸を超えるというものになっております。ただ、それ以外の、あまり大きな雨が来なかったときには、1,000戸、あるいは2,000戸という年もございます。

【石田委員】 続けていいですか。

【杉本委員】 どうぞ。

【石田委員】 今、ゲリラ豪雨というのが近年多発してますよね。そのときに、先ほどから申し上げていますが、この制度はもう20年たっているんですね。ゲリラ豪雨の対策って、瞬間的にだーっと降るのにも、やっぱりこの治水のやり方が一番適しているんでしょうか。ゲリラだったら、もっと違うやり方があるんじゃないのか、違う方策があるんじゃないかということはいかがでしょうか。

【説明者】 今、我々が治水事業というか、治水の整備ということをやっていますけれども、それは必ずしも全て流れてくる水を河川で受け止めるという、必ずしもそればかりではなくて、流域に貯留施設をつくっていただいたり、あるいは、上流で土地利用規制をしていただいたり、そこでちょっと水を遊ばせる、そういったことも加えながら、総合的な治水をやっている。特にゲリラ豪雨に弱い都市部の河川では、そういう試みは多くのところでなされているところがございます。必ずしも全ての水を川で引き受けて、何とか解消するというだけでやっているわけではございません。

【石田委員】 そうすると、今、雨の降り方が変わってきていますよね。そのときに、20年間同じ基準でやっている、この基準は妥当なのだろうか。ゲリラだから、もっといろんな貯水池とか、そういうのも代替案としてあるわけですよ。その辺も全部トータルをして、どれが一番コスト効果的なのかということをご判断されているのか。その判断のためには、過去おおむね10年間で床上浸水家屋数が50戸とか、この基準は妥当なんだろうかという疑問があるんですけど。

【説明者】 先ほども申し上げましたように、もう一度繰り返しになりますけれども、

川の水を全て全部受け止めるという姿勢でやっているわけではないと。

それから、あるいは、その河川全体の治水計画を考える際に、例えば、改修がいいのか、あるいは遊水池がいいのかということを考えながら、いろんな施設の組み合わせをやった上で、治水計画というものがまずできております。

そのことを前提といたしまして、どうしても床上浸水、こういう事業に申請が出てくるものがどうなっていくかということで、やっぱり採択基準というのは実態と照らし合わせながら考えていくものだというふうに考えております。

【石田委員】 ごめんなさい、しつこくて。いいですか。

【杉本委員】 もうそろそろほかの先生に。

【石田委員】 すいません。

そうすると、これ、県がやりたいと言って、お金くださいという話ですよ。そうすると、県が、「これを、この基準に該当しているのをやりたいんだけど」と言ったときに、「いやいや、ほかのやり方のほうが適するんじゃないんですか」と言って、国が採択しなかったというか、補助しなかった事例というものはあるんでしょうか。というか、手を挙げたら100%今までずっと補助されてきたのか、そこをお願いします。

【説明者】 最初に申し上げますと、雨が降ったからといって、計画をつくるというわけではなくて、そもそも、もともと事業中の箇所でありますから、こういうダムをつくって、遊水池をつくって、河川改修はこれぐらいやると、このような組み合わせをやった上で、そもそも計画があります。その計画に沿って事業のスピードアップをしようということでございますので、そこは担保されていると思っております。

それから、2つ目は何でしたっけ。

【石田委員】 県が手を挙げたら全部。

【説明者】 我々としても、この採択基準に合致しているものは、そもそも地域にかなりのご負担をかけているということで、全国の改修の中でも優先順位が高いというふうに考えております。そういう意味では、基本的には、やっぱりこういう基準を満たせば、そして、もちろんB/Cという前提がございますけれども、そういったものがあれば、できるだけ全てを採択したいという姿勢でやっておりますし、これまでも、採択基準に合うもので要求のあったものは、結果的には全て採択をしているということでございます。

【石田委員】 全て採択していると。

【石田会計課長】 申し訳ございません。そろそろ時間が残り少なくなっていますが、

コメントシートの記入も含めて、よろしく願いいたします。

【杉本委員】 じゃ、永久先生、お願いします。

【永久委員】 もう単純な質問です。先ほどの期待値の計算のときに使う確率ですけど、それは、今の2ページで言うと、どの期間の確率でやるんですか。

【説明者】 確率は、年再現確率と。

【永久委員】 年ですか。

【説明者】 はい。ですから、100年に1回はこれを上回る雨が降るとか、あるいは、10年に1回とか、そういったことで、ピリオドは年です。

【永久委員】 その年というのは、100年と10年ではえらい違いで、近年の10年だけすると確率は高くなりますよね。長期データ、100年とか、そのぐらいですか。

【説明者】 先ほどご説明いたしましたけれども、その川によって、もともとの河川の整備のための計画というのが決まっていて、河川の改修をするとか、ダムをつくるとか、流域で貯めるとか、いろんなことが決まっているわけなんですけど、その計画の中で、例えば、その目標を50年に1回の雨にしましょうというふうに決まっていたとします。

【永久委員】 それに基づいちゃうわけですね。

【説明者】 それに基づいて、その50年確率をベースにして。

【永久委員】 でも、その合理性というのはどこにあるかというのは、よくわからないということでもありますよね。そのときに算出するための合理性というのは。

【説明者】 それは、そのときに、その整備計画全体として、先ほどの費用対効果を含めて、一応確認をした上で方向をつくっている。場合によっては、代替案も比較をする場合もございます。

【永久委員】 もう一つだけ。もうこれで終わりにします。

これって、ダムとかつくって、いろんな護岸工事とかなんかもして、でも、こういうことがこの条件で起きるといところに対して、このお金をかけましょうという、そういう話ですか。

【説明者】 全体の計画としては、ダムをこういうふうにつくり、それから、河川をこういうふうに変更しようという計画はございます。まだその整備途中の中で、こういうことをスピードアップをして、計画に近づけていかなければいけないと。

【永久委員】 完成したものではなくて、整備途中のものという。

【説明者】 全部整備途中でございます。

【永久委員】 わかりました。

【杉本委員】 宅間先生、お願いします。

【宅間委員】 2つあります。

行政レビューシートの4ページで、単位コストの妥当性というのがありますけれども、ここでB/Cによって妥当性を確認しているとありますが、B/Cで確認できるのは、事業の正当性であって、単位コストではないと思います。もしも単位コストの妥当性を確認するのであれば、いわゆる積算基準等でやらないと、例えば、Bが非常に大きい場合であれば、市場コストよりもはるかに高いCでも、これは認められることになってしまいますので、これはちょっとおかしいかなというのが1点目。

同じく、B/Cについての話なんですけれども、行政レビューの3ページ、アウトプットのところを見ると、活動実績よりも当初見込みが少ないやつが結構多いんですね。これというのは、予算執行ベースで整備延長を計算していると思うんですけれども、もともとの整備延長がかなり小さく見積り過ぎているのではないかな。そうすることによって、実際の整備になると、整備延長が延びる。ということは、事業計画としての5年をオーバーするという論点の1つ目につながりますし、延長が延びるということは、おそらくコストも増加するはずなんです。コストが増加するということは、もとのB/Cを過小評価している可能性もあり得ると思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

【説明者】 まず2点目のほうで、当初見込みよりも活動実績が多いというところをお答えしたいと思いますけれども。この当初見込みというのは、当初の予算でそれだけの延長をやるという、いわゆる当初でございます。活動実績というのは、前年度からの繰越分も含めての実績ということになってまいりますので、こういった差が出てくるということでございます。

【宅間委員】 ということは、活動実績は累積で。

【説明者】 これが実績でございます。

【宅間委員】 前年度からの分も加えているということは、累積、合計でいいわけですね。

【説明者】 ええ。現実にその年に支出をしてできたものというご理解をいただければと思います。前年度からの繰越も含めて。

【宅間委員】 ということは、整備延長については、当初の、ここからここまでの区間を整備するというものよりも多くなっていけば、していないということでもいいんですかね。

【説明者】 それは工事の進捗状況によって多少のものはございますけれども、基本的にはそういうご理解でよろしいかと思えます。

【宅間委員】 それであれば、確かに、こういう予算執行ベースでこういう数字を出すのもいいと思うんですが、もともとの整備区間、多少の誤差はあると思いますが、それに対して今何%までできていますよというようなものもあわせて出しておいたほうが、アウトプットとしては適切かなとは思えます。

【杉本委員】 よろしいですか。

【説明者】 1点目のご質問でございますが、単位当たりのコストということでございます。先ほども少し申し上げましたが、同じ河川の改修をするにしても、橋りょうが全くかかっていない川で川幅を広げると、橋りょうがたくさんかかっているところで川幅を広げるので、同じ100メートルの改修をするにしてもコストが変わってまいります。そこで、我々としては、それがどうかというときには、費用対効果ぐらいでしかそこは見ようがないというところもございますが、もちろん、この橋りょうをかけかえなければいけないのかとかというのは、事前にお話があったときには、疑問点があるときには、話があったときにそういうご質問したりというのはして、県のほうに確認はしてございます。

【宅間委員】 いや、そういう意味ではなく、1点目というのは、管理コストの妥当性の話ですから、例えば、橋りょうをかける、あるいは、川底を掘るとか、そういう一つ一つのコストに関しての話ですよ。ですから、やっぱりB/Cとは全く別の議論だと思うんですけれども。

【説明者】 河川の改修をするときに、例えば、掘削土量はこれぐらいだというときに、それがべらぼうな額になっていないかどうかというのは、事前の都道府県さんからのお話があったときには、技術屋でございますので、大体の相場感というのは持っておりますので、そこはあまりにも額が違っていると、特殊事情がない限りは、大体その想定範囲に収まっているのではないかというふうに感じております。

【宅間委員】 ということは、この行政レビューシートの書き方が少し間違っているといえますか、表現がおかしかったということでしょうかね。

【説明者】 なかなかなじむ書き方が難しかったので、目標を戸数にしているところから、どうしてもこういうわかりにくい数字になってしまうということは否めないと思います。

【杉本委員】 それ以外に何かご質問ありませんでしょうか。では、石堂先生、お願い

します。

【石堂委員】 論点の1と絡むと思っているんですけども、もうご承知のとおり、繰越額が非常に大きいですね。執行率をいわゆる予算現額との対比で見たら、せいぜい決算率というのは5～6割という状況で、随分大きな額を次年度に繰り越している。これは論点の1にある適切な事業期間になっているかということと、私は関連しているのではないかなど。要するに、5年でおおむね整備ということで、各案件を、大体かかる総工事費を5分の1にして予算配分するから、どんどん繰越が発生しているということはないのかなというふうに見るんですけども、それが1点です。

それから、もう一つ、先ほどの、行った先でどういう契約がなされているかというのは、情報が結局自治体との関係で出ないんだというお話だったんですけど、この補助金について、最終的に不用計上といたしますか、ここまでかかりませんでしたというのが実績として返ってきているケースはあるものかというのをちょっと聞きたいんですけどね。

【説明者】 最初の点でございます。繰越でございますけれども、やはりこの事業は、通常の事業よりもかなりスピードアップをしてやるというところの性格がございます。そういうところでいきますと、通常の事業で、いろいろと地元とも調整をしたり、例えば、工事の土砂の搬入路をどこにするかとか、そういう協議なんかもいろいろしていくわけでございますけれども、あるいは用地買収、こういったところで、不測の時間をどうしても要するということになってしまいます。

ただ、2点目の質問とも絡みますけれども、これは県のほうで決して予算を5分の1にして配分しているというわけではなくて、地元の状況を熟知する事業者のほうで予算の執行計画を立てて、それに基づいてやっているということでございます。

それから、実際に補助金の、使えなくて不用が出たということはございませんし、それから、実際に最初の計画よりもコスト縮減がなされて、全体の事業費が小さくなったというケースも幾つかございます。

以上でございます。

【永久委員】 お時間があるなら、ちょっとよろしいですか。

【杉本委員】 どうぞ、お願いします。

【永久委員】 こういうのって、空中戦をやってもよくわからないんですよ。よく自治体のレビューとかなんかに駆り出されて行きますけれども、本当に現場を見ながら、どうよという話で、現場感を持たないで議論すると、本当にそれが緊急性があるのか、必

要件があるのか、住民の方々はどう思っているのかというのがわからないんですよ。

ですから、そうした地方自治体レベルにおけるチェックというか、事業レビュー的なものを義務づけるとかって不可能なのかもしれませんが、そうしたことを要件として求めるということは、僕はとても重要なのではないかなと、これは意見ですけども。そうしないと、国でわかっているというのは、わかっているのかもしれませんが、いろいろなそうした経験からすると、そんなことが言えるのではないかなと思います。

【樋野委員】 よろしいでしょうか。

【杉本委員】 お願いします。

【樋野委員】 最初の質問に対するご回答で、事業をすることによって、ショッピングセンターなどが進出してきているというお話がありました。各自治体の立場は、人口が減って、さらに自治体間の競争が厳しくなっている中で、事業に手を挙げることもよくわかります。しかし、やはり国が支出する以上は、50年、100年の長期の視点を持ってお金を出すべきであって、自治体が手を挙げたから必ず出しますというのは、違うのではないかという意見を持っています。

【説明者】 一方で、実際に住まわれている方が頻繁に浸水被害を受けているという実情は放置はできないというのが、我々の考え方でございます。

【杉本委員】 それ以外にありませんでしょうか。

冒頭にもあったんですけども、この事業の効果をどのように測定するかということに関して、過去にこの河川改修事業を行って、例えば、現地視察にも行かせていただいたところも似たようなことがあったのかもしれないなと思っているんですけども。過去20年に、その間に事業が行われたかどうかわからないんですが、何回も同じようなパターンの被害があったということだと、その間に治水事業を行っていたんだとすると、その治水事業の効果が不十分だったのではないかなとも思われますし、手法そのものがどうだったのか、あるいは、治水ではなくて別の方法をとるべきだったのではないかということもあると思うんですが。過去の事業がどれくらい成功したのかという数値化なり整理というのはされているのでしょうか。

【説明者】 1つは、整備によって、あくまでシミュレーションの世界ですけども、ある規模の雨が降ったときの氾濫区域がどういうふうに小さくなってきたかというような整理などはさせていただいております。

あと、何度も浸水を食らったとかいう話で、もともとの整備がまずかったのではないか

というところに対しては、多くのところはやはり整備途上でそういった浸水被害を受けているというふうにご認識をしていただければよろしいかと思えます。

【杉本委員】 委員の方からいただきましたコメントの取りまとめが終わりました。ご報告します。

本事業に関する評価結果は、事業内容の一部改善が、全員6名の結果でございました。

主なコメントをご紹介します。

河川改修について、選択肢を考慮した費用便益分析、さらには、総コストを検討して事業を選択すべき。

費用便益分析を考えるに当たって、建築物の移動や建築規制を考慮すべき。

特別緊急事業のあり方として、代替案との比較、床上浸水家屋など、再検討が必要。

単位当たりコストの見せ方、単位当たりの効果、アウトカムの見せ方を工夫する必要がある。

人口減少時代の国家戦略を踏まえて、事業対象の基準を定めるべき。

各河川の実情に即して工事期間の設定を見直すべき。

というコメントをいただいております。これらのことが、この事業のやり方の改善案にもなっておりますので、それが皆さんの事業内容の一部改善という結果につながっております。

追加してコメント等ございませんでしょうか。

それでは、この事業の審議は、これで終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

【石田会計課長】 どうもありがとうございました。

午前の部は以上ということになります。午後のほうは13時から再開させていただければと思えます。どうかまた引き続きよろしくお願い申し上げます。